



® 平成 29 年 5 月 25 日 (木)

No. 14451 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆海外商標制度シリーズ⑫

シンガポールの商標制度の概要…………… (1)

海外商標制度シリーズ⑫

シンガポールの商標制度の概要

特許業務法人RIN IP Partners

弁理士 宮城 和浩

1. はじめに

今回は、英国法系の法体系を持つアジアを代表する世界的な金融センターの1つであるシンガポール共和国の商標制度を取り上げて、概説することとする。

2. 基本情報

【国名】

シンガポール共和国 (Republic of Singapore)

通称「シンガポール」

【国土と人口】

シンガポール共和国は、マレー半島南端、赤道の137km北に位置し、その領土は、シンガポール島及び60以上の著しく小規模な島々から構成される。面積は東京都23区と同程度の719平方キロメートルで



特許検索競技大会 2016
団体の部：2連覇達成！
個人の部：最優秀賞 受賞



情報を推進力に



知的財産権の調査・解析・外国出願および技術翻訳
企業実務に精通したプロ集団

トヨタテクニカルデベロップメント株式会社

お問合せ先 IP事業本部 矢野 Tel 0565-43-2931 Fax 0565-43-2980

あり、人口は561万人（2016年6月統計）を要する世界有数の人口密集地域である。同共和国は、中華系74%、マレー系13%、インド系9%の民族からなり（2016年6月統計）、言語は、マレー語であり、公用語として英語、中国語、マレー語などが使用されている。また、主な宗教は、仏教、イスラム教、キリスト教、ヒンズー教などである。



外務省のウェブサイトより抜粋：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/>

【歴史】

1924年、正式に英国の植民地となるが、1959年英国より自治権を獲得し、シンガポール自治州となる。そして、1963年にマレーシア成立に伴い、その一つの州として参加し、1965年にマレーシアより分離独立し、シンガポール共和国が建国され、現在に至る。

【経済状況】

シンガポールは、経済面でも、法人税17%、個人所得税最高税率15%など低率の優遇税制措置を講じて外資を呼び込みながらも、英国法系の透明性のある諸制度などの特徴を生かし、アジアにおける国際金融及び物流の拠点として確固たる地位を築いている。

また、エレクトロニクス、化学関連、バイオメディカル、輸送機械、精密機械などの製造業をはじめ、運輸・通信業、金融サービス業などが主な産業である。

因みに、2016年の名目GDPは、2,887億米ドル（邦

貨31兆7,570億円）、実質GDP成長率は2.0%であり、シンガポールの貿易額（2016年）は、輸出額が3,204億7,600万米ドル（邦貨約35兆2,523億6,000万円）、輸入出額が2,749億9,800万米ドル（邦貨約30兆2,497億8,000万円）である（シンガポール統計局）。

【日本との関係】

日本政府は1965年8月9日にシンガポールを国家として承認、1966年4月26日にはシンガポールと外交関係を樹立し、その後も政治、経済、文化など多方面の分野において交流が行われており、現在も良好な関係を維持している。

シンガポールに拠点を置く日系企業は800社を超えており（2017年1月現在）、在留邦人は36,963人（2015年10月現在）であり、他方、在日シンガポール人は7,232名（2016年6月末法務省統計）である。

因みに、我が国の対シンガポール貿易額（2015年）は、輸出額（日本⇒シンガポール）が2兆1,550億円、輸入額（シンガポール⇒日本）が8,110億円である（日本財務省統計）。

3. 知的財産（商標）保護状況

【法律・条約等の加盟状況】

商標法は、2014年法律第4号にて改正され、現行法となっている。なお、2014年S743により改正された商標規則が2014年11月13日に施行され、適用されている。

また、パリ条約及び国際出願に関するマドリッド・プロトコルに加盟しているため、シンガポールに直接出願することも、また、マドリッド・プロトコルを利用してシンガポールを指定して国際出願を行うことも可能である。

なお、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定にも加盟しており、現在は国際分類（第11版）が適用されている。

【組織（関係官庁）】

シンガポールにおける商標の管轄官庁は、シンガポール知的財産局（Intellectual Property Office of Singapore）であり、通称はIPOSである。

出願の傾向として、2011年以降緩やかではあるが増加基調にある。しかし、出願件数は、2015年の1